

第IV編 資料編

〔防災関係組織〕

○防災関係機関及び連絡先一覧

(平成31年1月31日現在)

1 岐阜県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
岐阜県防災課	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1125
岐阜県災害情報集約センター	〃	058-272-1034
可茂県事務所	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111

2 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
加茂警察署	美濃加茂市古井町下古井2610	0574-25-0110
〃 坂祝駐在所	坂祝町取組35-10	0574-26-7514

3 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
可茂消防事務組合消防本部	美濃加茂市加茂川町3-7-7	0574-26-0119

4 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
総務省消防庁応急対策室	千代田区霞が関2-1-2	03-5253-7527

5 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東海農政局岐阜地域センター	岐阜市中鶉2-26	058-271-4044
岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸6	058-271-4109
岐阜森林管理署岐阜事務所	岐阜市夕陽丘2-6	058-263-0153
中部地方整備局岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷1-36-1	058-271-9811
〃 美濃加茂国道維持出張所	美濃加茂市本郷町3-2-12	0574-26-2151
〃 木曾川上流河川事務所	岐阜市忠節町5-1	058-251-1379
美濃加茂公共職業安定所	美濃加茂市深田町1-206-9	0574-25-2178

6 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第35普通科連隊第10師団	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191
航空自衛隊岐阜基地	各務原市那加官有無番地	0583-82-1101
航空自衛隊小牧基地	小牧市春日寺1-1	0568-76-2191

7 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
西日本電信電話(株)中濃営業支店	美濃加茂市太田町1903-2	0120-523-775
中部電力(株)加茂営業所	美濃加茂市中富町1-10-16	090-6383-3708
<u>窓口：多治見営業所：サービス課</u>		
関西電力(株)今渡水力センター	可児市今渡1510-1	0574-25-1125
東海旅客鉄道(株)坂祝駅	坂祝町取組366	050-3772-3910(テレホンセンター)
日本放送協会岐阜放送局	岐阜市京町2-3	058-264-4611
日本赤十字社岐阜県支部	岐阜市茜部中島2-9	058-272-3561
〃 中濃地域地区	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111
坂祝郵便局	坂祝町取組419-1	0574-26-7542
美濃加茂郵便局	美濃加茂市太田町2169-2	0574-25-2079

8 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
岐阜県エルピーガス協会	岐阜市藪田南5-11-11	058-274-7131
中日新聞社美濃加茂通信局	美濃加茂市古井町下古井652	0574-25-7788
岐阜新聞社美濃加茂総局	美濃加茂市太田本町2-10-19	0574-25-3675
岐阜県医師会	岐阜市藪田南3-5-11	058-274-1111
岐阜県歯科医師会	岐阜市加納城南通り1-18	058-274-6116
岐阜県薬剤師会	岐阜市九重町4-5	058-260-8800

9 公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
J Aめぐみの坂祝支店	坂祝町取組45-12	0574-26-7101
〃 坂祝北支店	坂祝黒岩52-5	0574-28-1235
坂祝町木曾川右岸用水土地改良区	坂祝取組46-18 (産業建設課内)	0574-66-2408
可茂衛生施設利用組合(緑ヶ丘クリーンセンター)	美濃加茂市牧野1912-2	0574-26-6101
〃 (ささゆりクリーンパーク)	可児市塩河839	0574-65-4111
〃 (可茂聖苑)	美濃加茂市西町7-13	0574-26-2622
中濃地域農業共済事務組合可茂支所	川辺町比久見616-3	0574-53-2280
加茂医師会	美濃加茂市太田本町1-1-20	0574-26-6412
加茂歯科医師会	富加町大字羽生字野田1494-4	0574-27-3501
可茂建設業協会	美濃加茂市太田町1874	0574-26-1255
坂祝町商工会	坂祝町取組18-1	0574-26-7667
坂祝町社会福祉協議会	〃 黒岩153-1 (サンライフさかほぎ内)	0574-27-1222
可茂地域救急情報医療センター	美濃加茂市加茂川3-7-7	0574-25-3799
日本ライン老人ホーム(日本ライン特別養護老人ホーム・日本ライングループホーム)	坂祝町黒岩149-2	0574-26-8534

〔避難所〕

○指定緊急避難場所、指定避難所一覧

(平成31年1月31日現在)

1 指定緊急避難場所兼指定避難所

指定番号	名 称	所 在 地	収容面積	収容能力
1	坂 祝 小 学 校	取組35-2	7,472 ^{m²}	2,100 ^人
2	坂 祝 中 学 校	深萱146-1	6,875	1,940
3	中 央 公 民 館	黒岩1260-1	2,759	780
4	東 館	酒倉770-8	835	230
5	西 館	深萱370-1	835	230
6.	※ 総合福祉会館サンライフさかほぎ	黒岩153-1	2,724	276
7	※ 坂 祝 幼 稚 園	黒岩20-1	1,120	145

※福祉避難所（高齢者や障がい者、乳幼児や妊婦ら災害時に配慮が必要な方が避難・滞在する施設）

2 指定緊急避難場所

指定番号	名 称	所 在 地	収容面積	収容能力	該当する災害		
					木曾川 堤防 破堤	風水害 (内水は ん濫)、 土砂災害	地震 災害
1	一 色 公 民 館	酒倉166-1	96 ^{m²}	50 ^人	—	○	○
2	池 端 公 民 館	酒倉342-1	120	60	—	○	○
3	中 組 公 民 館	酒倉632-3	125	65	—	○	○
4	雲 埋 公 民 館	酒倉787-1	238	120	○	○	○
5	茶 屋 公 民 館	酒倉2489-3	154	80	—	○	○
6	大 針 公 民 館	大針220	266	130	○	○	○
7	加 茂 山 第 1 集 会 所	加茂山1丁目19-7	199	100	○	○	○
8	加 茂 山 第 2 集 会 所	加茂山2丁目10-1	199	100	○	○	○
9	黒 岩 公 民 館	黒岩609-2	311	155	○	○	○
10	深 萱 公 民 館	深萱563-1	132	70	○	○	○
11	勝 山 公 民 館	勝山231-1	168	80	○	○	○
12	勝 山 稻 葉 公 民 館	勝山480-1	55	30	○	○	○
13	取 組 西 公 民 館	取組684-1	187	90	—	○	○
14	取 組 東 公 民 館	取組403	124	60	—	○	○

〔備蓄関係〕

○食料備蓄状況

(平成31年1月31日現在)

在庫 (数量)

備蓄場所 主食	備蓄場所						計	最短 賞味期限
	東館	西館	中央 公民館	小学校	幼稚園	中学校		
白米	500	500	500	500	250	500	2,750	2023年5月
えびピラフ	100	100	50	100	100	300	750	2021年3月
ドライカレー	100	100	50	100	100	300	750	2021年3月
五目ご飯	300	300	250	50	100	250	1,250	2022年2月
梅じゃご飯	100	100	100	50	100	100	550	2021年4月
わかめご飯	150	150	100	150	150	100	800	2021年4月
リッツS缶	420	420	420	0	60	220	1,540	2021年1月
ルヴァンS缶	100	100	100	200	200	0	700	2023年1月
フリーズドライビスケット	600	600	552	576	528	624	3,480	2021年3月
小計	2,370	2,370	2,122	1,726	1,588	2,394	12,570	
副食								
肉じゃが	100	100	50	0	0	250	500	2021年5月
さつまいものレモン煮	200	200	200	200	200	250	1,250	2021年5月
ハンバーグ	200	200	200	200	200	250	1,250	2021年5月
さば味噌煮	200	200	150	100	100	250	1,000	2021年5月
きんぴら	150	150	150	100	100	100	750	2021年5月
ソフト金時豆	100	100	100	50	50	100	500	2021年5月
牛丼の具	250	250	0	250	250	0	1,000	2023年5月
トン汁	200	200	200	150	100	100	950	2020年1月
小計	1,400	1,400	1,050	1,050	1,000	1,300	7,200	
合計	3,770	3,770	3,172	2,776	2,588	3,694	19,770	

○防災用資機材、物資等備蓄状況

(平成31年1月31日現在)

備蓄資材等名称	規格・品番	単位	小学校	西館	中公館	東館	役場南	幼稚園	中学校	総計
アルミ製スコップ		個					3			3
角型スコップ		個					1			1
剣先スコップ		個		5	4	5	32			46
ツルハン		個	5	5	5	5	5	5	5	35
木鎚(大)	角型掛矢	個		2	2	3	16			23
斧(小)	全長:340mm	個	2	2	2	2	2	2	2	14
万能斧(レスキューアックス)	全長:465mm	個			1	1				2
万能斧	全長:810mm	個					1			1
金てこバール(1800)		個	10	10	10	10	20		10	70
バール(1200)		個	10	10	10		11	2		43
バール(900)		個		10			7		10	27
鋸	刃渡り240mm	個	5					5	6	16
	刃渡り270mm	個	1	1	1	1	1	1		6
	刃渡り420mm	個		5	5	5	5			20
雪カキ		個					3			3
雪ハネ(赤色プラスチック)		個			5		7			12
一輪車		台		5	5	5	5			20
折りたたみリヤカー(大)	荷室(830×1200)	台			1	2				3
折りたたみリヤカー(中)	荷室(600×900)、 SMC-1	台	1					1	1	3
折りたたみリヤカー(小)	荷室(560×900)	台		2	1					3
空気入れ		個	3	3	3	3	1	3	3	19
ボルト カッター 600	BC-0760	個	1					1	2	4
ボルト カッター 900	BC-0790	個		2	2	2	4			10
担架		個		4	4	4	4			16
四つ折担架		個					4			4
レバ・ホイスト(1.6TON)	RB5	個	2	2	2	2		2		10
爪付油圧ジャッキ(M-50)	M-50(2 ton)	個		1	1	1	1			4
爪付油圧ジャッキ(MHC2RS-2)	MHC2RS-2(2 ton)	個	3	2	2	2	2	3	3	17
爪付油圧ジャッキ(MHC-2T)	MHC-2T(2 ton)	個	5	1	1	1	1	1	1	11
油圧ジャッキ(MN-4)	MN-4(4 ton)	個	1	5	3	5	5	5	5	29
石油ストーブ	コロナ、SL-221	個		3	3	3				9
	トヨタミ、KS-67E	個	4	1	1	1		4	4	15

懐中電灯	NO. 9759	個	8	8	8	8	8	8		48
拡声器	TM-206	個		3	3	3	3			12
	TS-524、レコーカホン	個	4	4	4	4	4	4	4	28
乾電池(単一)、EVOLTA	使用期限(2022年11月)	個						32		32
ガソリン携帯缶(20L)		缶	5	5	5	5	5	5	5	35
小型万力(Cクランプ)	65mm	個		3						3
重量物吊り下げバンド	ベストスリング [®] (50mm×2m)	個	2	2	2	2		2		10
カーロープ	12mm×20m	本	1					1		2
消防用レスキューロープ [®]	NO. 9156-1、12mm×200m	本		1	1	1	1			4
救助ロープ	φ12mm×20m	巻							1	1
折りたたみテーブル		脚					6			6
土のう袋(小)	50枚×6袋	枚					300			300
土のう袋(大)	50枚×1束	枚					50			50
土のう袋(中)	200枚×3束	枚					600			600
コードリール	GE-30K	台	5	5	5		5	5	5	30
懐中電灯(LED強カライト)	F-KJWS01-W	個	20	20	20		20	20	20	120
非常用水電池 NOPOPO	14.3φ×50.3mm	箱	1	1	1		1	1	1	6
計			99	133	123	86	1144	113	88	1,786
トイレットペーパー	(1箱100ロール入り)	ロール	100	100	100	100		100		500
簡易便座	スケットイレ	個	5	6	9	6		5		31
簡易便座用収納袋	スケットイレ用(25回分×4)×7箱	回分	700	700	700	700		700		3,500
生理ナプキン	ウイパ [®] (16枚×12)×6箱	枚		1,152				1,152		2,304
	ウイパ [®] (16枚×12)×8箱	枚	1,536		1,536	1,536				4,608
災害救助用毛布		枚		26	40	440				506
ロール畳	0.9m×10m	ロール				4				4
ブルーシート	3.6×5.4m、yuy-pro	枚	20	6		16	26	20	20	108
	5.4×5.4m、NEOシート(#3000)	枚	10	18	24	18				70
パイプ椅子(旧)		脚					11			11
パイプ椅子(茶)		脚					5			5
ポリタンク(黄)(白)	(黄:30)(白:12)	個				42				42
ポリタンク(坂祝町)	(白:5)	個			5					5
サニタクリーン	組織用セット	セット	3	2	2		2	2	5	16
マイクロファイバー毛布	約1,370mm×1,900mm	枚	200	40	160			200	140	740
おんぶ隊プラス	NT-R9PS 310×265mm	枚	3	3	3		3	3	3	18
水中ポンプ [®]	HS-500N型 口径50mm	台	1	3						4
計			2776	2322	2825	3034	2335	2408	344	16,044

エンジンポンプ	QP154、1.7馬力	個		1						1
	フジロビン SD06B	台					1			1
カセットガスボンベ発電機	ホンダ、EU9IGB	台	2	2	2	2		2	2	12
発電機 (1.2KVA)	ホンダ EG-1200X	台		1	1	1				3
発電機(400VA)	ホンダ EX400N-AVR	台		2		1	1			4
発電機(750VA)	ホンダ EX750	台					1			1
ホンダ発電機EU16i	ホンダ、EU-16i	台	1					1	1	3
ブルーイン灯光器	ライドランプ400W×1灯	基	1	1	1		2	1	1	7
計			4	7	4	4	5	4	4	32
JUST集会テント一式	新品(J-5鉄骨、191D5140-1)	式					1			1
ONE-TOUCH EVENT TENT	3045(2式)、3060(1式)	式					3			3
テント用【杭、ひも、釘】	【杭、ひも、釘】8本セット入り	袋					1			1
テント用シート(消防団)	2×3間、中サイズ	枚					3			3
		枚					1			1
プライベート テント(一人用)	7760 PRIVATE TENT	式	10	11	13	11	5	10		60
集会用テント用シート	H4号、三方幕、白、E6	枚					1			1
消防用テント一式	小川テントOT21式	式					2			2
災害対策用プライベートルーム	自立式スチールベルト四面一体構造	個	10	5	5			4	4	28
計			20	16	18	11	17	14	4	100
パン箱	P.P製,(385*570*110)蓋付	個		6						6
給食センター運搬箱	P.P製,(380*630*140)蓋付	個		26						26
保温缶(食缶)	ステンレス製	個				13				13
角トレイ(270×365)	アルミ製	個		63						63
角トレイ(310×310)	アルミ製	個		39						39
丸大皿(160φ)	アルミ製	個		125						125
丸大皿(180φ)	アルミ製	個		487						487
丸大皿(400φ)	P.P製	個		7						7
丸長皿(160×230)	アルミ製	個		621						621
丸長大皿(285×440)	P.P製	個		28						28
丸長大皿(390×500)	P.P製	個		8						8
皿(100φ)	メラミン製	個		49						49
皿(165φ)	メラミン製	個		50						50
計			0	3,759	0	1679	0	0	0	5,438
計			2,899	6,237	2,970	4,814	6,501	2,539	440	23,400

○給水用資機材等保有状況

備蓄資材等名称	規格・品番	単位	小学校	西館	中公館	東館	役場南	幼稚園	総計
緊急時用浄水装置	DCF-2R	台		1					1
災害用移動式炊飯器 (ゆり型)	坂祝町(N01)、(N02)	個		2					2
	坂祝町(N03)、(N04)	個				2			2
浄水装置カートリッジ	PRA-B5015D	個		24					24
耐震貯水槽用手動ポンプ		個	1	1					2
計			1	28		2			31
総計			1	28		2			31

〔災害危険箇所〕

○土石流危険溪流一覧

区 分	水系名	河川名	溪 流 名	所 在 地	
				市 町	大 字
土 石 流 危 険 溪 流	木曾川	木曾川	上西郷部谷	坂祝町	酒倉
土 石 流 危 険 溪 流	木曾川	木曾川	下西郷部谷	坂祝町	酒倉
土 石 流 危 険 溪 流	木曾川	木曾川	青木	坂祝町	深萱
土 石 流 危 険 溪 流	木曾川	木曾川	三洞	坂祝町	勝山
土 石 流 危 険 溪 流	木曾川	木曾川	原火谷	坂祝町	勝山
土 石 流 危 険 溪 流	木曾川	木曾川	輪形	坂祝町	深萱
土 石 流 危 険 溪 流	木曾川	木曾川	井ヶ洞	坂祝町	取組
土 石 流 危 険 溪 流	木曾川	木曾川	前平	坂祝町	取組
土 石 流 危 険 溪 流	木曾川	木曾川	鵜沼陰平山	各務原市	

○急傾斜地崩壊危険箇所一覧

箇 所 名	所 在 地		箇 所 名	所 在 地	
	町	大字		町	大字
洞口	坂祝町	大針	黒岩 3	坂祝町	黒岩
勝山	坂祝町	勝山	黒岩 2	坂祝町	黒岩
勝山 2	坂祝町	勝山	勝山 4	坂祝町	勝山
酒倉	坂祝町	酒倉	勝山 5	坂祝町	勝山
黒岩	坂祝町	黒岩	酒倉 2	坂祝町	酒倉
取組 1 号	坂祝町	取組	勝山 3	坂祝町	勝山
取組 2 号	坂祝町	取組	勝山 6	坂祝町	勝山

○山地災害危険区域

1 崩壊土砂流出危険地区一覽

危険地区番号		面積 (ha)		所在地	
市町村	地区	集水面積	危険地区	大字	字
501	1	67.00	2.73	勝山	原火谷
501	2	9.00	0.63	取組	井ヶ洞
501	3	6.00	0.63	取組	前平
501	4	12.00	0.42	取組	三洞
501	5	1.00	0.15	深萱	梅替

2 山腹崩壊危険地区一覽

農林事務所名	危険地区番号		面積 (ha)	所在地		
	市町村	地区	調査区域	市町村	大字	字
可茂	501	1	1	坂祝町	深萱	大金屑
可茂	501	2	1	坂祝町	取組	三洞
可茂	501	3	2	坂祝町	取組	屋虫
可茂	501	4	2	坂祝町	勝山	見城寺
可茂	501	5	18	坂祝町	勝山	前平

〔消防関係〕

○消防水利の状況

(平成31年1月31日現在)

消 火 栓			防 火 水 槽 及 び 井 戸											そ の 他				合 計		
公 設	私 設	小 計	公 設				私 設				小 計			河 川 溝 等	プ ール	池	小 計			
			防火水槽		井 戸		防火水槽		井 戸		防火水槽		井 戸							
			20	40	20	40	20	40	20	40	20	40	20						40	20
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃								
40 m ³	m ³	40 m ³	m ³	40 m ³	m ³	40 m ³	m ³	40 m ³	m ³	40 m ³	m ³	40 m ³	m ³							
未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	等	ル		計	計		
234	—	234	11	53	—	—	—	—	—	—	—	11	53	—	—	—	1	—	1	299

○消防団現勢

(平成31年1月31日現在)

分 団 数	階 級 別 人 員							消 防 ポ ン プ (台)			
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	水 槽 付 ポ ン プ 自 動 車	普 通 ポ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車	小 型 動 力 ポ ン プ
2	1	2	2	2	0	9	84	1	2	6	9

○危険物施設の状況

(平成31年1月31日現在)

製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					合 計
	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	計	給 油 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所	第 二 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	計	
1	5	4	0	12	0	6	1	28	8 (5)	0	0	6	14	43

給油取扱所の()内は、自家用給油取扱所の数。ただし、給油取扱所の数は、自家用給油取扱所の数を含む。

[水防関係]

○重要水防箇所（国直轄管理区間）

区分	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要 (対象番号)
要注意区間	木曾川	堤防高	右	61.4k - 50m から 61.6k + 50m	坂祝町勝山字木野	320	堤外地民家有
	木曾川	陸閘	右	62.4k + 10m	坂祝町勝山	1箇所	勝山陸閘
	木曾川	陸閘	右	62.8k + 35m	坂祝町取組字村中	1箇所	角落とし
	木曾川	陸閘	右	63.0k + 22m	坂祝町取組字村上	1箇所	No. 124 角落とし
	木曾川	陸閘	右	63.2k + 15m	坂祝町取組字村上	1箇所	角落とし
	木曾川	陸閘	右	63.6k + 36m	坂祝町取組字大林	1箇所	No. 125 角落とし
	木曾川	陸閘	右	63.6k + 161m	坂祝町取組字大林	1箇所	No. 126 角落とし

○水防施設資機材一覧

1 水防施設

倉庫 鉄骨造	倉庫 木造	倉庫 ブロック	トラ ック	船	照 明 器	無 線 機 移 動 携 帯 を 含 む	発 動 機	テ ン ト	可 搬 式 排 水 ポ ン プ
(棟)	(棟)	(棟)	(台)	(隻)	(台)	(台)	(台)	(張)	(台)
2					3	15			

2 水防資材

鉄 線	蛇 籠	空 俵 又 は 麻 袋	か ま す	繩	む し ろ	シ ト	丸 太	麻 繩
(kg)	(本)	(枚)	(枚)	(kg)	(枚)	(枚)	(本)	(m)
200		500		50		20	20	50

3 水防器具

掛 矢	鎌	シ ヤ ベ ル ・ ス コ ッ プ	ボ ル ト ク リ ッ パ ー	コ ー ド リ ー ル	ハ ン マ ー	し の	バ ー ル	両 ツ ル
(丁)	(個)	(丁)	(個)	(個)	(丁)	(個)	(本)	(丁)
2	3	4	1	2	2	4	2	2

○排水機場

排 水 機 場 名	設 置 位 置	河 川 名	計 画 運 転 開 始 水 位 (T・Pm)	計 画 許 容 湛 水 位 (m)	計 画 外 水 位 (m)	総 排 水 量 (m^3/S)	ポン プ 台 数	管 理 者 ・ 管 理 事 務 所 (委 託 先)	連 絡 先
加茂川	坂祝町	加茂川→木曾川	57.50	62.00	65.50	15.00	3	国土交通省木曾川上流河川事務所 (美濃加茂市)	058-251-1325

○樋管及び陸開の所在地

1 陸開

河川名	所在地	種類	構造	管理者 (委託先)	備考
木曾川	坂祝町勝山	勝山陸開	横引ゲート、走行式（昇降装置付） 2.00m×11.00m	国土交通省 (坂祝町)	国道

2 樋管

河川名	所在地	種類	構造	管理者 (委託先)	備考
木曾川	坂祝町酒倉	池端排水ひ管	川表スルースゲート（ラック） 1.40m×1.325m×1門	国土交通省 (坂祝町)	
〃	〃 〃	大州排水ひ管	スライドゲート ラック 1.65m×1.575m×1門	〃 (〃)	
〃	〃 〃	高見排水ひ管	スライドゲート ラック 1.90m×2.075m×1門	〃 (〃)	
〃	〃 〃	茶屋排水ひ管	川表スルースゲート（ラック） 1.65m×1.825m×1門	〃 (〃)	
〃	〃 〃	芦渡排水ひ管	スライドゲート ラック 1.65m×1.575m×1門	〃 (〃)	
〃	〃 〃	西谷排水ひ管	ローラーゲート ラック 2.60m×2.757m×2門	〃 (〃)	
〃	坂祝町取組	大林排水ひ管	ローラーゲート ラック 2.40m×2.325m×1門	〃 (〃)	
〃	〃 〃	池田排水ひ管	スライドゲート ラック 1.65m×1.575m×1門	〃 (〃)	
〃	〃 〃	池田第2排水ひ管	スライドゲート ラック 1.00m×1.075m×1門	〃 (〃)	
〃	〃 〃	村上排水ひ管	スライドゲート ラック 1.65m×1.575m×1門	〃 (〃)	
〃	〃 〃	村中排水ひ管	スライドゲート ラック 1.25m×1.00m×1門	〃 (〃)	
〃	〃 〃	北島排水ひ管	ローラーゲート ラック 1.750m×1.830m	〃 (〃)	
〃	坂祝町酒倉	一色西島排水ひ管	スライドゲート ラック 1.30m×1.20m×1門	〃 (〃)	
〃	〃 〃	一色東島排水ひ管	スライドゲート ラック 1.00m×1.00m×1門	〃 (〃)	

〔通信・輸送関係〕

○町防災行政無線設置場所等一覧

1 同報系

地区	管理 No.	子局名	設 置 場 所	レフレック ススピー カー 30W	ストレ ートスピー カー 30W	アンテ ナ型式	増幅器	空中線柱	電力 (W)
一色	2001	坂祝一色 公民館	岐阜県加茂郡坂祝 町酒倉169-4	2	2	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.3
池端	2006	坂祝池端 公民館	岐阜県加茂郡坂祝 町酒倉343-1	1	4	5素子 八木型	240W	S-18 (鋼管柱)	0.1
池端	2007	坂祝池端 1	岐阜県加茂郡坂祝 町酒倉371-1	2	2	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.1
茶屋	2011	坂祝茶屋 1	岐阜県加茂郡坂祝 町酒倉1953	3	0	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.1
茶屋	2012	坂祝茶屋 公民館	岐阜県加茂郡坂祝 町酒倉2489-3	1	3	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.01
茶屋	2013	坂祝茶屋 2	岐阜県加茂郡坂祝 町酒倉2269-1	1	1	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.1
中組	2016	坂祝中組 公民館	岐阜県加茂郡坂祝 町酒倉408-1	0	4	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.2
雲埋南	2021	坂祝雲埋 公民館	岐阜県加茂郡坂祝 町酒倉787-1	1	4	5素子 八木型	240W	S-18 (鋼管柱)	0.1
雲埋北	2026	坂祝雲埋 北1	岐阜県加茂郡坂祝 町酒倉1235-15	1	3	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.1
大針	2031	坂祝大針 1	岐阜県加茂郡坂祝 町大針563-3	1	1	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.1
大針	2032	坂祝大針 2	岐阜県加茂郡坂祝 町大針789	0	2	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.1
大針	2033	坂祝大針 公民館	岐阜県加茂郡坂祝 町大針221	2	3	5素子 八木型	240W	S-18 (鋼管柱)	0.3
加茂山1	2035	坂祝加茂 山1集会 場	岐阜県加茂郡坂祝 町加茂山1-19	4	0	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.05
加茂山1	2037	坂祝加茂 山第1公 園再送	岐阜県加茂郡坂祝 町加茂山2-1-5			5素子 八木型	120W	S-23 (鋼管柱)	0.1
加茂山2	2041	坂祝加茂 山2集会 場	岐阜県加茂郡坂祝 町加茂山2-10	3	1	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.1
黒岩南	2046	坂祝西館	岐阜県加茂郡坂祝 町黒岩1091-1	2	0	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.01
黒岩南	2047	坂祝黒岩 公民館	岐阜県加茂郡坂祝 町黒岩609-2	2	4	5素子 八木型	240W	S-18 (鋼管柱)	1.0
黒岩南	2051	坂祝黒岩 南1	岐阜県加茂郡坂祝 町黒岩1260-1	3	0	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.1
黒岩北	2052	坂祝黒岩 北1	岐阜県加茂郡坂祝 町黒岩915	0	4	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.1
黒岩北	2053	坂祝黒岩 北2	岐阜県加茂郡坂祝 町黒岩849	1	2	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.1

地区	管理 No.	子局名	設 置 場 所	レフレックス スピーカー 30W	ストレート スピーカー 30W	アンテナ ナ型式	増幅器	空中線柱	電力 (W)
黒岩北	2054	坂祝黒岩北3	予定			5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	-
深萱	2056	坂祝深萱1	岐阜県加茂郡坂祝町深萱949-1	2	0	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.5
深萱	2057	坂祝深萱公民館	岐阜県加茂郡坂祝町深萱563-1	3	0	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	5.0
深萱	2058	坂祝深萱2	岐阜県加茂郡坂祝町深萱37-1	1	3	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	1.0
勝山北	2061	坂祝勝山北1	岐阜県加茂郡坂祝町勝山262-1	0	4	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.1
勝山南	2066	坂祝勝山公民館	岐阜県加茂郡坂祝町勝山232-1	2	1	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.02
取組1	2071	坂祝取組1	岐阜県加茂郡坂祝町取組579-2	2	2	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.1
取組2	2076	坂祝取組西公民館	岐阜県加茂郡坂祝町取組684-3	3	4	5素子 八木型	240W	S-18 (鋼管柱)	0.02
取組3	2081	坂祝取組東公民館	岐阜県加茂郡坂祝町取組403	1	3	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.05
取組4	2086	坂祝小学校体育館	岐阜県加茂郡坂祝町取組35-4	2	2	5素子 八木型	120W	S-18 (鋼管柱)	0.01
役場	2087	-	岐阜県加茂郡坂祝町取組46-18	2	3	ダイポール	240W		-

2 移動系（車載・携帯）無線局一覧

(1) 車載

無線 No.	配 備 車	無線 No.	配 備 車
さかほぎ 1	-	さかほぎ 7	消防ポンプ車1
さかほぎ 2	ランサーワゴン	さかほぎ 9	災害対策車（パジェロ）
さかほぎ 3	ハイエース	さかほぎ 10	消防ポンプ車2
さかほぎ 4	ミニキャブ（水道）		
さかほぎ 6	消防タンク車		

無線 No.	配 備 車
さかほぎ だいいちぶんだん 1	1-1 積載車
さかほぎ だいいちぶんだん 2	1-2 積載車
さかほぎ だいいちぶんだん 3	1-3 積載車
さかほぎ だいにぶんだん 1	2-1 積載車
さかほぎ だいにぶんだん 2	2-2 積載車
さかほぎ だいにぶんだん 3	2-3 積載車

(2) 携帯

無線 No.	種 別	無線 No.	種 別
さかほぎ 101	携帯無線機	さかほぎ 110	携帯無線機
さかほぎ 102	〃	さかほぎ 111	〃
さかほぎ 103	〃	さかほぎ 112	〃
さかほぎ 104	〃	さかほぎ 113	〃
さかほぎ 105	〃	さかほぎ 114	〃
さかほぎ 106	〃	さかほぎ 115	〃
さかほぎ 107	〃	さかほぎ 116	〃
さかほぎ 108	〃	さかほぎ 117	〃
さかほぎ 109	〃	さかほぎ 118	〃

(3) 可搬型

無線機識別信号	設 置 場 所
さかほぎちゅうおうこうみんかん 201	岐阜県加茂郡坂祝町黒岩1260番地1 中央公民館内

3 防災相互波無線局一覧

(1) 基地局

無線機識別信号	設置場所	出力	周波数	備 考
さかほぎぼうたい	岐阜県加茂郡坂祝町 取組46-18 坂祝町役場内	25W	158.35MHz	
		20W	466.775MHz	

(2) 陸上移動局

無線機識別信号	設置場所	出力	周波数	種 別
さかほぎ 9	岐阜県加茂郡坂祝町 取組46-18 坂祝町役場内	5 W	466.775MHz	車載型
さかほぎ 10	岐阜県加茂郡坂祝町 取組46-18 坂祝町役場内	10W	466.775MHz	車載型
さかほぎちゅうおう こうみんかん 201	岐阜県加茂郡坂祝町 黒岩1260番地の1 中央公民館内	10W	466.775MHz	可搬型
さかほぎ 101~115	岐阜県加茂郡坂祝町 取組46-18 坂祝町役場内	4 W	466.775MHz	携帯型
さかほぎ 118	岐阜県加茂郡坂祝町 取組46-18 坂祝町役場内	1 W	466.775MHz	携帯型

4 関係機関の防災相互通信用無線局一覧

(平成25年10月31日現在)

免許人	無線局名	無線局種別	局数	無線機種別	周波数(MHz)	出力(W)	設置場所(常置場所)
美濃加茂市	みのかもぼうたい 101	陸上移動局	1	可搬型	466.775	10	市役所内
	みのかもぼうたい 102	陸上移動局	1	可搬型	158.35	10	市役所内
	みのかも 101~109	陸上移動局	9	携帯型	466.775	4	市役所内
	みのかも ほんぶ しいい 1	陸上移動局	1	携帯型	466.775	10	市役所内
	みのかも だいいちぶんだん 101	陸上移動局	1	携帯型	466.775	4	各消防団車庫
	みのかも だいにぶんだん 101	陸上移動局	1	携帯型	466.775	4	各消防団車庫
	みのかも だいさんぶんだん 101	陸上移動局	1	携帯型	466.775	4	各消防団車庫
	みのかも だいやぶんだん 101	陸上移動局	1	携帯型	466.775	4	各消防団車庫
	みのかも だいがぶんだん 101	陸上移動局	1	携帯型	466.775	4	各消防団車庫
	みのかも だいろくぶんだん 101~102	陸上移動局	2	携帯型	466.775	4	各消防団車庫
みのかも だいはちぶんだん 101	陸上移動局	1	携帯型	466.775	4	各消防団車庫	
富加町	とみかぼうたい 1	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	役場内
	とみか 1~11	陸上移動局	11	携帯型	466.775	5	各消防団車庫
	とみか 101~116	陸上移動局	16	携帯型	466.775	5	役場内
	とみか 201~210	陸上移動局	10	携帯型	466.775	5	各避難所
川辺町	かわべぼうたい	基地局	1	-	158.35	10	役場内
				-	466.775	10	
	かわべぼうたい 1	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	役場内
	かわべ 2、10	陸上移動局	2	車載型	466.775	5	役場内
	かわべ 3、4、6、8、9、12~15、18	陸上移動局	10	車載型	466.775	10	役場内
	かわべ かいようセンター 1	陸上移動局	1	車載型	466.775	10	B&G海洋センター
	かわべ だいいちぶんだん 1~2	陸上移動局	2	車載型	466.775	10	各消防団車庫
	かわべ だいにぶんだん 1~2	陸上移動局	2	車載型	466.775	10	各消防団車庫
	かわべ だいさんぶんだん 1~3	陸上移動局	3	車載型	466.775	10	各消防団車庫
	かわべ だいやぶんだん 1	陸上移動局	1	車載型	466.775	10	各消防団車庫
かわべ 201	陸上移動局	1	可搬型	466.775	5	役場内	

免許人	無線局名	無線局種別	局数	無線機種別	周波数(MHz)	出力(W)	設置場所(常置場所)
八百津町	やおつぼうたい	基地局	1	-	158.35	10	役場内
	やおつ 1	陸上移動局	1	車載型	466.775	10	役場内
	やおつ 103~114	陸上移動局	12	携帯型	466.775	4	役場内
	やおつ 204	陸上移動局	1	可搬型	466.775	10	役場 潮南支所
七宗町	ひちそうぼうたい	基地局	1	-	158.35	15	役場内
	-			466.775	20		
	ひちそうぼうたい 1	陸上移動局	1	可搬型	466.775	10	役場内
	ひちそうほんぶ 1~12	陸上移動局	12	携帯型	158.35	5	役場内
	ひちそうほんぶ 13	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	役場内
	ひちそう 1~21	陸上移動局	21	車載型	158.35	10	役場内
	ひちそうかぶち 1	陸上移動局	1	可搬型	158.35	10	神淵支所
	ひちそうだいいちぶんだん 1~5	陸上移動局	5	車載型	158.35	10	役場内
	ひちそうだいにぶんだん 1~5	陸上移動局	5	車載型	158.35	10	役場内
	ひちそうだいさんぶんだん 1~5	陸上移動局	5	車載型	158.35	10	役場内
ひちそうだいやんぶんだん 1~5	陸上移動局	5	車載型	158.35	10	役場内	
白川町	しらかわぼうたい 1	陸上移動局	1	可搬型	466.775	10	役場内
	しらかわぼうたい 2	陸上移動局	1	可搬型	158.35	10	役場内
東白川町	ひがししらかわぼうたい 101	陸上移動局	1	携帯型	466.775	10	役場内
	ひがししらかわ 124~128	陸上移動局	5	携帯型	158.35	5	役場内
可茂消防事務組合	かもしょうぼう	基地局	1	-	158.35	10	消防本部
	かもほんぶしき 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	消防本部
	かもほんぶしれい 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもほんぶ 75	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもほんぶ 201	陸上移動局	1	可搬型	158.35	10	
	かもほんぶ 401	陸上移動局	1	携帯型	466.775	5	
	かもなか 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	中消防署
	かもなかすいそう 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもなかかがく 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもなかはしご 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	

免許人	無線局名	無線局種別	局数	無線機種別	周波数(MHz)	出力(W)	設置場所(常置場所)
可茂消防事務組合	かもなかきゆうじょ 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	中消防署
	かもなかしれい 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもなかはんそう 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもなか 201	陸上移動局	1	可搬型	158.35	10	
	きゆうきゆうかもなか 1~2	陸上移動局	2	車載型	158.35	10	
	かもなか 401~414	陸上移動局	14	携帯型	466.775	5	
	かももりやま 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	森山分遣所
	きゆうきゆうかももりやま 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かももりやま 401~403	陸上移動局	3	携帯型	466.775	5	
	かもとみか 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	富加出張所
	かもとみか 401~404	陸上移動局	4	携帯型	466.775	5	
	かもかわべ 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	川辺出張所
	きゆうきゆうかもかわべ 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもかわべ 401~404	陸上移動局	4	携帯型	466.775	5	
	かもやおつ 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	八百津出張所
	きゆうきゆうかもやおつ 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもやおつ 401~404	陸上移動局	4	携帯型	466.775	5	
	かもみなみ 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	南消防署
	かもみなみかがく 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもみなみはしご 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもみなみきゆうじょ 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもみなみすいそう 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもみなみしれい 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	きゆうきゆうかもみなみ 1~2	陸上移動局	2	車載型	158.35	10	
	かもみなみ 201	陸上移動局	1	可搬型	158.35	10	
	かもみなみ 401~414	陸上移動局	14	携帯型	466.775	5	
	かもひがしかに 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	きゆうきゆうかもひがしかに 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもひがしかに 401~403	陸上移動局	3	携帯型	466.775	5	

免許人	無線局名	無線局種別	局数	無線機種別	周波数(MHz)	出力(W)	設置場所(常置場所)
可茂消防事務組合	かもにしかに 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	西可児分署
	かもにしかにこうほう 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	きゅうきゅうかもにしかに 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもにしかに 401~404	陸上移動局	4	携帯型	466.775	5	
	かもみたけ 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	御嵩分署
	かもみたけこうほう 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	きゅうきゅうかもみたけ 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもみたけ 401~405	陸上移動局	5	携帯型	466.775	5	
	かもひがし 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	東消防署
	かもひがしせきさい 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもひがししい 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもひがしはんそう 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	きゅうきゅうかもひがし 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもひがし 201	陸上移動局	1	携帯型	158.35	10	
	かもひがし 401~405	陸上移動局	5	携帯型	466.775	5	
	かもひがししらかわ 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	東白川分遣所
	きゅうきゅうかもひがししらかわ 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	
	かもひがししらかわ 401~403	陸上移動局	3	携帯型	466.775	5	
	かもひちそう 1	陸上移動局	1	車載型	158.35	10	七宗出張所
	かもひちそう 401~404	陸上移動局	4	携帯型	466.775	5	
岐阜県	ぎふけんぼうたい 1	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	岐阜振興局
	ぎふけんぼうたい 2	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	岐阜土木事務所
	ぎふけんぼうたい 3	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	西濃振興局
	ぎふけんぼうたい 4	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	大垣土木事務所
	ぎふけんぼうたい 5	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	西濃振興局揖斐事務所
	ぎふけんぼうたい 6	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	揖斐土木事務所
	ぎふけんぼうたい 7	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	中農振興局中農事務所
	ぎふけんぼうたい 8	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	美濃土木事務所
	ぎふけんぼうたい 9	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	中農振興局郡上駐在

免許人	無線局名	無線局種別	局数	無線機種別	周波数(MHz)	出力(W)	設置場所(常置場所)
岐阜県	ぎふけんぼうたい 10	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	郡上土木事務所
	ぎふけんぼうたい 11	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	中濃振興局
	ぎふけんぼうたい 12	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	可茂土木事務所
	ぎふけんぼうたい 13	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	東濃振興局
	ぎふけんぼうたい 14	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	多治見土木事務所
	ぎふけんぼうたい 15	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	東濃振興局恵那事務所
	ぎふけんぼうたい 16	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	恵那土木事務所
	ぎふけんぼうたい 17	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	県庁防災課
	ぎふけんぼうたい 18	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	下呂土木事務所
	ぎふけんぼうたい 19	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	飛騨振興局
	ぎふけんぼうたい 20	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	高山土木事務所
	ぎふけんぼうたい 21	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	古川土木事務所
	ぎふけんぼうたい 22	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	県庁防災課
	ぎふけんぼうたい 23	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	県庁防災課
	ぎふけんぼうたい 24	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	県庁防災課
	ぎふけんぼうたい 25	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	県庁防災課
	ぎふけんぼうたい 26	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	県庁防災課
	ぎふけんぼうたい 27	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	県庁防災課
	ぎふけんぼうたい 28	陸上移動局	1	携帯型	158.35	5	県庁防災課
	ぎふけんへり 1	携帯局	1		158.35	1	防災航空隊(若鮎)
ぎふけんへり 3	携帯局	1		158.35	1	防災航空隊(若鮎Ⅲ)	
警察庁	ぎふけい 987	陸上移動局	1		158.35		岐阜県警(加茂警察署)
	ぎふけい 979	陸上移動局	1		158.35		岐阜県警(可児警察署)
	ぎふけい 980	陸上移動局	1		158.35		岐阜県警(多治見警察署)
国土交通省	けんせつみのかも 171	陸上移動局	1		158.35		岐阜国道事務所 美濃加茂維持出張所
	けんせつまるやま 103	陸上移動局	1		158.35		中部地方整備局 丸山ダム管理所
	けんせつまるやま 104	陸上移動局	1		158.35		
関西電力	かんでんいまわたり 76	陸上移動局	1		158.35		今渡電力所

○緊急通行車両の標章及び確認証明書



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ^印 又は公安委員会 ^印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

○県所有のヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧

平成15年1月1日現在

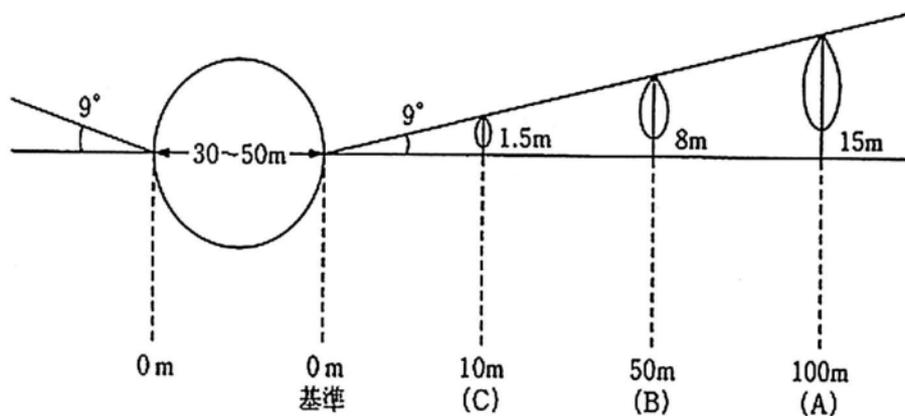
施設名	所在地	地積	電話	座標
坂祝町総合運動場	坂祝町黒岩1260-1	120×110	0574-26-7111	E 136° 59' 03" N 35° 26' 10"
坂祝小学校	坂祝町取組35-2	65×115	0574-26-7111	E 136° 59' 10" N 35° 25' 30"
坂祝中学校	坂祝町深萱146-1	780×120	0574-26-7111	E 136° 58' 51" N 35° 25' 44"

○ヘリコプター発着場選定基準及び離着陸場の標示等

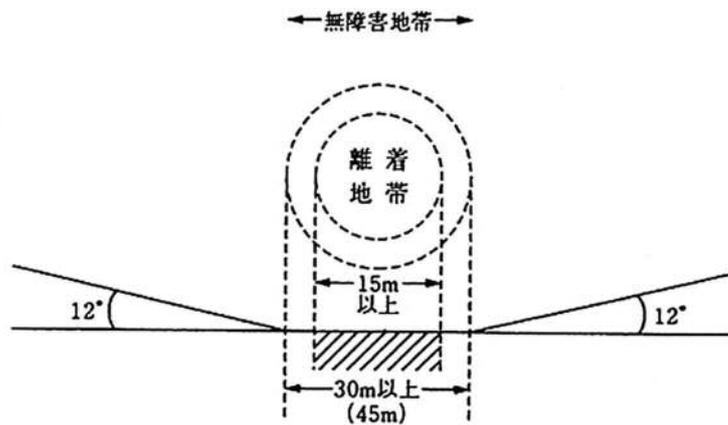
1 発着場選定基準

- (1) 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- (2) 周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば、次のように障害物があっても離着陸可能である。

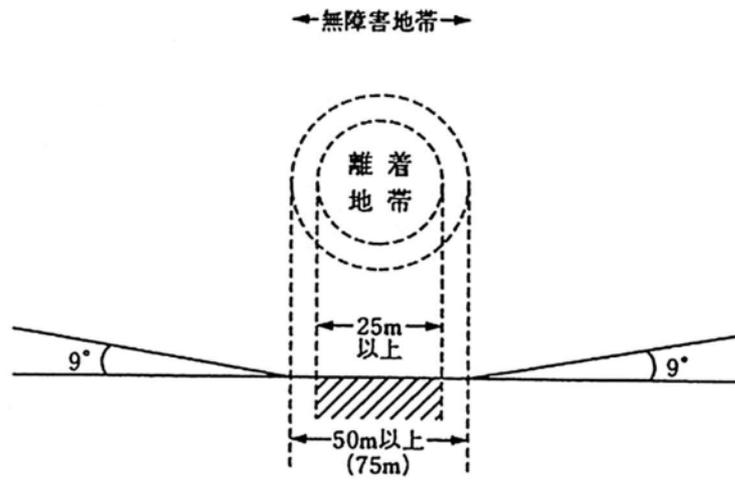
発着場



- (3) ① 小型機（OH-6）の場合（カッコ内は夜間）

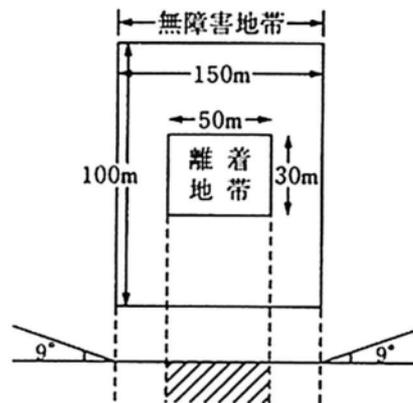
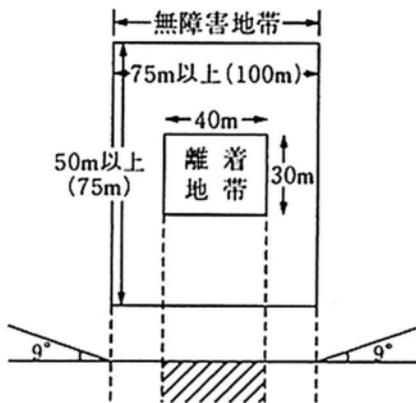


② 中型機 (HU-1) の場合 (カッコ内は夜間)



③ 大型機 (V-107) の場合

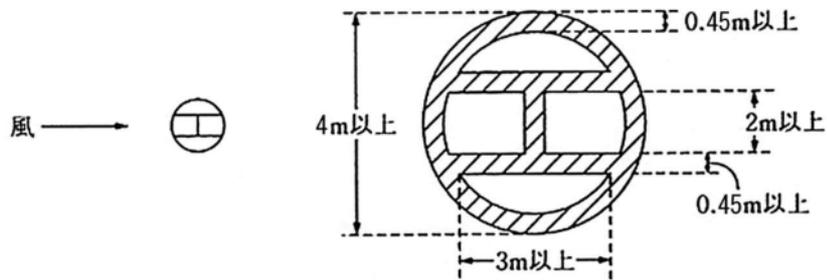
大型機 (CH-47J) の場合



2 離着陸場の標示

- (1) 風向きに対して、石灰等で⊕を書くこと。

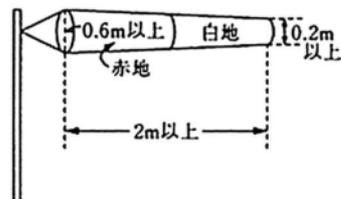
標示図



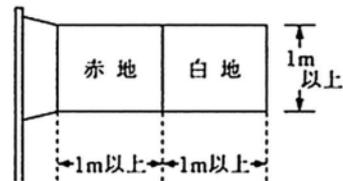
(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

- (2) ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

(吹き流し)



(旗)



3 離着陸における安全

- (1) 離着陸場は、平面にし、必要に応じて撒水し、積雪時は踏み固めること。
- (2) 離着陸場の半径25m以内には人が入らないこと。
- (3) ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

〔相互応援協定等〕

○相互応援協定締結状況一覧

協定名	締結年月日	締結機関	応援内容
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	平成10年3月30日	県、岐阜県市長会、岐阜県町村会	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣 <ol style="list-style-type: none"> (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあつせん (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあつせん (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん (4) 救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等職員の派遣 2 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん 3 清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及びあつせん 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育の受け入れ 5 緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置 6 1～5に掲げるもののほか、特に要請がある事項
災害支援協力に関する覚書	平成9年10月22日	坂祝町、美濃加茂郵便局、坂祝郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策 2 町が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所としての提供 3 各郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 4 収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供 5 避難所への臨時郵便差出箱の設置 6 その他相互に支援、協力できる事項
岐阜県水道災害相互応援協定	平成9年4月	県内の水道事業実施市町村、県営水道用水供給事業者、県	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水用資器材、応急復旧用資器材等の貸与又は提供 2 応急給水作業 3 応急復旧作業

可茂地区市町村消防団消防相互応援協定書	平成11年4月30日	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、兼山町	可茂地区市町村で災害が発生した場合における消防団の相互応援
岐阜県広域消防相互応援協定書	平成3年3月	岐阜市消防本部、各務原市消防本部、大垣消防組合消防本部、可茂消防事務組合消防本部、多治見市消防本部、飛騨消防組合消防本部	県内で大規模災害等が発生した場合における広域的な消防応援
安全なまちプロジェクトに関する覚書	平成13年4月27日	坂祝町、美濃加茂郵便局	通報内容は、道路の陥没、舗装の損傷、側溝蓋の破損、土砂崩れ、倒木、交差点等の雑草、道路標識、案内板の異常、ガードレール、カーブミラー等の異常、橋、トンネルの異常、マンホール蓋等の段差、工事中の案内立て看板等の不適、ゴミの不法投棄、不適正焼却、放置車両などに関する事。
災害時における緊急設備支援に関する協定書	平成14年5月31日	坂祝町、株式会社セレスポ	1 株式会社セレスポは、避難所等の開設に必要となる「1個所当たりの設置設備」に定める設備を、要請後24時間以内を目処に搬入、設置するものとする。 2 坂祝町の要請に基づき搬入、設置した資材及び備品について、設置後に汚損、破損及び紛失があった場合には、株式会社セレスポは坂祝町にその責を求めない。
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	平成14年12月12日	坂祝町、岐阜県石油商業組合加茂支部	災害時において坂祝町が石油類燃料を必要とするときは、坂祝町は、岐阜県石油商業組合加茂支部に対して石油類燃料の提供について協力を要請することができる。
災害時におけるLPガスの供給に関する協定	平成15年1月29日	坂祝町、社会法人岐阜県エルピーガス協会可茂支部	災害時において坂祝町がLPガスを必要とするときは、坂祝町は、社会法人岐阜県エルピーガス協会可茂支部に対してLPガスの供給について協力を要請することができる。
坂祝町の災害応援協力に関する協定書	平成15年12月22日	坂祝町、株式会社辻工務店	1 坂祝町の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、坂祝町が緊急に被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合には、株式会社辻工務店は従業員等により「建設防災支援隊」を組織して、建設機械、資材、労力等を確保し、次の各号に定める応急措置を行うこととする。 (1) 被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援すること（以下「被災者救出支援」という。）。

			<p>(2) 社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行うこと（以下「施設応急復旧」という。）。</p> <p>2 株式会社辻工務店は、迅速な被災者救出支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ株式会社辻工務店の従業員等による必要な体制の確保に努めるものとする。</p> <p>3 被災者救出支援については、株式会社辻工務店の状況の許す範囲において行うものとする。</p>
坂祝町の災害応援協力に関する協定書	平成15年12月22日	坂祝町、株式会社田口組坂祝営業所	<p>1 坂祝町の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、坂祝町が緊急に被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合には、株式会社田口組坂祝営業所は従業員等により「建設防災支援隊」を組織して、建設機械、資材、労力等を確保し、次の各号に定める応急措置を行うこととする。</p> <p>(1) 被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援すること（以下「被災者救出支援」という。）。</p> <p>(2) 社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行うこと（以下「施設応急復旧」という。）。</p> <p>2 株式会社田口組坂祝営業所は、迅速な被災者救出支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ株式会社田口組坂祝営業所の従業員等による必要な体制の確保に努めるものとする。</p> <p>3 被災者救出支援については、株式会社田口組坂祝営業所の状況の許す範囲において行うものとする。</p>
災害時応援協力に関する協定書	平成18年10月31日	坂祝町、可茂地区電気工事協議会	<p>1 地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（暴風、豪雨、地震、大規模な火災等）が発生し、若しくは災害が発生する恐れがある場合において、坂祝町が応急対策等を実施する場合において、可茂地区電気工事協議会は、作業車両、資材、労力等を確保し、次の各号に定める応急措置を行うこととする。</p> <p>(1) 被災現場へ赴き、自主防災組織、消防、警察その他行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援すること（以下「被災者救出支援」という。）。</p> <p>(2) 社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行うこと。</p>

			<p>(3) 特に、避難所の点検・復旧を優先的に行ない、安全確保に努める。</p> <p>2 被災者救出支援については、可茂地区電気工事協議会の状況の許す範囲において行うものとする。</p>
坂祝町の災害応援協力に関する協定書	平成23年3月15日	坂祝町、株式会社田口組	<p>1 坂祝町の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、坂祝町が緊急に被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合には、株式会社田口組は従業員等により「建設防災支援隊」を組織して、建設機械、資材、労力等を確保し、次の各号に定める応急措置を行うこととする。</p> <p>(1) 被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援すること（以下「被災者救出支援」という。）。</p> <p>(2) 社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行うこと（以下「施設応急復旧」という。）。</p> <p>2 株式会社田口組は、迅速な被災者救出支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ株式会社田口組の従業員等による必要な体制の確保に努めるものとする。</p> <p>3 被災者救出支援については、株式会社田口組の状況の許す範囲において行うものとする。</p>
坂祝町の災害応援協力に関する協定書	平成23年3月15日	坂祝町、株式会社大貴	<p>1 坂祝町の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、坂祝町が緊急に被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合には、株式会社大貴は従業員等により「建設防災支援隊」を組織して、建設機械、資材、労力等を確保し、次の各号に定める応急措置を行うこととする。</p> <p>(1) 被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援すること（以下「被災者救出支援」という。）。</p> <p>(2) 社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行うこと（以下「施設応急復旧」という。）。</p> <p>2 株式会社大貴は、迅速な被災者救出支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ株式会社大貴の従業員等による必要な体制の確保に努めるものとする。</p>

			3 被災者救出支援については、株式会社大貴の状況の許す範囲において行うものとする。
災害時の情報交換に関する協定	平成23年3月17日	国土交通省中部地方整備局、坂祝町	<p>1 整備局長及び町長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（以下「リエゾン」という。）が派遣されている間とする。</p> <p>(1) 坂祝町内に重要な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき。</p> <p>(2) 坂祝町災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>(3) その他整備局長又は町長が必要と認めたととき。</p> <p>2 整備局長及び町長の情報交換の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般被害状況に関すること。</p> <p>(2) 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、都市施設等）被害状況に関すること。</p> <p>(3) その他必要な事項</p>
災害時における相互応援に関する協定書	平成23年6月27日	坂祝町、めぐみの農業協同組合	<p>1 めぐみの農業協同組合が保有又は調達可能な食料、生活必需品及びその供給に必要な資機材の調達</p> <p>2 坂祝町の要請による人的支援</p> <p>3 救援物資の集積・仕分けに必要な施設の提供</p> <p>4 農地等被害状況調査に必要な職員の派遣</p> <p>5 農地等被害状況調査について坂祝町・めぐみの農業協同組合間による情報交換</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか要請のあった事項</p>
坂祝町木曾川右岸用水土地改良区が管理する農業用水施設の緊急水利使用協定書	平成23年8月1日	坂祝町消防団、坂祝町木曾川右岸用水土地改良区、木曾川右岸用水地区管理体制整備推進協議会	<p>1 坂祝町消防団が使用することのできる緊急水利施設は、パイプライン施設のうち畑管・水田給水栓とする。</p> <p>2 坂祝町消防団が消火作業、消防訓練及び給水・補水の目的のために使用した時は、坂祝町木曾川右岸用水土地改良区に対し使用場所等の状況を通知するものとする。</p> <p>3 坂祝町木曾川右岸用水土地改良区は、断水、減圧などにより緊急水利の使用に支障をきたすおそれのある時は、あらかじめ坂祝町消防団に通知するものとする。</p>

<p>災害応援協定に関する協定</p>	<p>平成24年 3月16日</p>	<p>坂祝町、社会法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時の坂祝町が管理する公共施設等の被災状況の調査 2 災害発生時の坂祝町が管理する公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための土地登記簿調査票及び公図等の筆界に関する情報の収集又は筆界の復元 3 災害発生時の登記・境界関係相談所の開設 4 平常時における坂祝町が管理する公共施設等の筆界に関する災害予防策の策定及び土地の筆界管理の重要性に関する広報等 5 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援協力
<p>災害時における応急対策業務に関する協定</p>	<p>平成24年 3月29日</p>	<p>坂祝町、坂祝町建設防災協力会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生時において、町が対策業務の実施について協力を要請したときは、協力会は、建設機械、資材、労力等を確保し、次の各号に掲げる業務を速やかに行うこととする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 町内における被災状況等の情報を収集し、町へ連絡すること。 (2) 被災現場へ赴き、自主防災組織、消防、警察その他関係機関等と連携し、被災者の救出を支援すること。 (3) 社会基盤施設の被害の拡大を防止し、応急復旧を行うこと。 2 前項第2号を行うにあたり、被災者救出支援に緊急を要するとき又は災害により通信連絡が不能となり町が要請できない状況にあるときは、協力会の判断により被害状況を把握し、被災者救出支援及び施設応急復旧を行うものとする。
<p>災害時における障害物除去等の協力に関する協定書</p>	<p>平成24年 4月24日</p>	<p>岐阜県、全日本高速道路レッカー事業協同組合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 岐阜県は、市町村から障害物除去等の実施に係る調整依頼を受けたときは、全日本高速道路レッカー事業協同組合に対し、当該市町村への協力の要請を行うものとする。 2 岐阜県が全日本高速道路レッカー事業協同組合に対し前項の規定による要請を行う場合は、「応援業務要請書(様式1)」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに文章を提出するものとする。

災害時における応急対策活動に関する協定書	平成24年12月25日	美濃加茂市、可児市、下呂市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、岐阜県瓦葺組合可児・加茂支部	<p>1 各市町村は岐阜県瓦葺組合可児・加茂支部に対して、被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の把握及びブルーシート等を使用した応急活動について、次に掲げる協力を要請することができる。</p> <p>(1) 応急活動に必要な岐阜県瓦葺組合可児・加茂支部の組合員の派遣に関すること</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、応急活動として必要な事項に関すること。</p> <p>2 岐阜県瓦葺組合可児・加茂支部は、前項の規定による要請を受けたときは可能な限りこれに応ずるものとし、あらかじめ人員、資材等必要な体制の確保に努めるものとする。</p>
中日本自動車短期大学と坂祝町との連携・協力に関する協定	平成29年8月10日	坂祝町、中日本短期大学	<p>人的・知的資源の交流及び活用を図り、相互に協力して地域と大学の活性化に寄与する。</p> <p>防災・危機管理に関すること</p>
坂祝町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	平成30年4月1日	社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの受入れ・活動依頼 ・避難所の運営・維持の支援・協力 ・要支援者・自宅避難者に対する支援・協力
大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定	平成30年6月11日	坂祝町、株式会社小西砕石	<p>坂祝町が仮置場として施設の利用</p> <p>施設名称：小西砕石工業所 (砕石場及び駐車場)</p> <p>所在地：坂祝町取組地内</p> <p>地籍：約6,000㎡</p>

(注) 締結機関については、協定締結時現在とする。

○岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づく県及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん
 - ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等職員の派遣
- (2) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (3) 清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及びあっせん
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育の受け入れ
- (5) 緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

(県の役割)

第4条 県は、被災市町村の市町村長から知事に応援の要求があった場合は、速やかに市町村間の連絡調整を行い、応援を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を指示するものとする。

2 県は、災害の規模、場所又は被災市町村からの応援の要求の内容から判断して、必要があると認めるときは、速やかに指定行政機関等の長に応急措置を要請し、又は他の都道府県の知事に応援を求めるものとする。

(応援の要求)

第5条 被災市町村の市町村長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして知事又は他の市町村長に対して応援の要求を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1号アからウに掲げるものの品名及び数量
- (3) 第3条第1号エに掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の応援の要求を受けた他の市町村は、速やかに応援の内容を県に報告するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、別に定めがある場合を除き、応援を受けた被災市町村が負担する。

- 2 応援を受けた被災市町村が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災市町村から要請があった場合は、応援を行った県又は市町村は、当該経費を繰替え支弁するものとする。
- 3 第3条1号エの規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県又は市町村が負担する。
- 4 応援職員が業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市町村の負担とし、被災市町村への往復の途中において生じたものについては、応援を行った県又は市町村の負担とする。
- 5 前各項により難い場合については、応援を受けた被災市町村と応援を行った県又は市町村とがその都度協議して定めるものとする。

(自主的な応援)

第7条 被災市町村との連絡が取れない場合又は甚大な被害が予想される場合には、他の市町村は、自主的に職員を派遣し、被災市町村の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができるものとする。

- 2 前項の応援については、被災市町村の市町村長から応援の要求があったものとみなす。この場合において、被災市町村の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した県又は市町村の負担とする。
- 3 第1項の自主的に職員を派遣及び応援を行った市町村は、収集した情報及び応援の内容を県に報告するものとする。

(岐阜県災害対策連絡会議の設置)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援の推進及び円滑な実施のため、岐阜県災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 応援体制、受入体制の整備に関する事。
 - (2) 物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事。
 - (3) 防災施設及び設備の整備に関する事。
 - (4) 合同訓練に関する事。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
- 3 連絡会議は、議長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 連絡会議に、専門の事項について調査するため、幹事会を置く。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター応援協定及び市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は平成10年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、知事と各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長、岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保管し、各市町村長は、その写しを保管するものとする。

平成10年3月30日

岐阜県知事 梶 原 拓

岐阜県市長会会長 浅 野 勇

岐阜県町村会会長 中 井 勉

岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第10条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条の連絡窓口は、岐阜県地域防災計画添付資料によるものとする。

(応援の要求の手続き)

第3条 協定第5条第1項の応援の要求は、電話等で行い、事後速やかに文書により手続きを行うものとする。

(県への応援の要求及び報告)

第4条 知事への応援の要求及び協定第5条第2項並びに協定第7条第3項の報告については、原則として県災害対策本部の支部（県災害対策本部が設置されていない場合は県事務所）を通じて行うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 協定第6条第1項の応援を受けた被災市町村が負担する経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応援職員の派遣に要する経費については、応援を行った県又は市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送料
- (3) 購入物資については、当該物資の購入費及び輸送料
- (4) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送料及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供については、使用料又は借上料

(6) 協定第3条第4項、第5号及び第6号については、その実施に要した経費

2 協定第6条第2項の規定により県又は市町村が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、知事又は市町村長は、関係書類を添え、当該経費の額を応援を要求した市町村長に請求するものとする。

(応援時の責務)

第6条 応援を行う市町村は、職員を派遣する場合には、応援職員が消費又は使用する食料、被服、寝具等を携行するよう努めるものとする。

(岐阜県災害対策連絡会議の組織)

第7条 岐阜県災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）の議長は、岐阜県総務部長をもって充て、委員は岐阜県市長会会長及び岐阜県町村会会長が指名する者とする。

2 議長は、会務を総理する。

3 連絡会議の幹事会は、岐阜県消防防災課長及び市町村、県事務所の職員のうち議長が任命する者をもって組織する。

4 幹事会に幹事長を置き、岐阜県消防防災課長をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会を掌理する。

6 連絡会議の事務局は、岐阜県消防防災課内に置く。

7 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が連絡会議に諮って定めるものとする。

附 則

1 この実施細目は平成10年4月1日から施行する。

2 この実施細目の締結を証するため、知事と各市長村長から委任を受けた岐阜県市長会会長、岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保管し、各市長村長は、その写しを保管するものとする。

○災害支援協力に関する覚書

坂祝町長（以下「甲」という。）と美濃加茂郵便局長及び坂祝郵便局長（以下「乙」という。）は、坂祝町内に発生した地震その他による災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を坂祝町と美濃加茂郵便局及び坂祝郵便局が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、坂祝町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 坂祝町が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- (5) 乙による必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (6) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 乙は甲から要請があったときは、坂祝町災害対策本部に職員を参加させるものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第7条 乙は、坂祝町の行う防災訓練等に甲から要請があったときは、参加するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては坂祝町総務課長、乙においては美濃加茂郵便

○岐阜県水道災害相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、自然災害、濁水、水道施設事故等の水道災害の発生により、正常な給水に支障を来した岐阜県内の水道事業を行う市町村又は県営水道用水供給事業者（以下「被災水道事業者等」という。）に対して、岐阜県内において水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が岐阜県（以下「県」という。）の調整の下に行う相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(応援)

第2条 被災水道事業者等が、他の水道事業者等に応援を求めようとするときは、法令に特別の定めがある場合を除いて、原則として県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災水道事業者等から前項の要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行うものとする。

3 被災水道事業者等が、県を通じずに直接他の水道事業者等に対し応援の要請を行った場合は、できる限りすみやかに県に報告するものとする。

4 応援の要請を受けた水道事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 給水用資器材、応急復旧用資器材等の貸与又は提供
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧作業

2 前項第2号及び第3号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は応援を受ける水道事業者等（以下「被災応援水道事業者等」という。）、応援を実施する水道事業者等（以下「応援水道事業者等」という。）及び県の協議による。

(応援体制)

第4条 応援水道事業者等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、必要に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援水道事業者等の名前を表示する標識を着用するものとする。

(被災応援体制)

第5条 被災応援水道事業者等は、状況に応じ、応援職員の宿舎のあつせん等必要な便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費については、法令に特段の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 応急給水、応急復旧及び応急復旧用資材に要する経費は、被災応援水道事業者等が負担する。
- (2) 応援職員の人件費及び旅費は、応援水道事業者等が負担する。
- (3) 応援職員が、応援に係る業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業者等の負担とする。
- (4) 応援職員が応援に係る業務により第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被災応援水道事業者等が、被災応援水道事業者等への往復途

中に生じたものについては応援水道事業者等がその損害を賠償するものとする。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係水道事業者等が協議して定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めない事項については、前項により定める事項を除き、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、水道事業者等を「甲」、とし、県を「乙」として、関係者記名押印の上、原本を乙が、写しを甲が保有する。

平成9年4月1日

○可茂地区市町村消防団消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町及び兼山町（以下「可茂地区市町村」という。）の消防団の消防相互応援について必要事項を定め、可茂地区市町村において災害が発生した場合、相互に応援を実施し効果的な活動と被害の軽減を図ることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、可茂地区市町村の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 協定の対象となる災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 林野、建築物、危険物施設等の火災
- (2) 航空機、列車、バス事故等の集団的な救急救助を要する事故
- (3) その他応援が必要とされる大規模な災害又は特殊な事故災害

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 市町村の境界付近において発生した災害を覚知した場合、応援要請を待つことなく出動する応援
- (2) 第3条に掲げる災害が発生した市町村（以下「受援市町村」という。）から応援要請に基づいて応援要請を受けた市町村（以下「応援市町村」という。）が出動する応援

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、受援市町村の長又は消防団長（以下「受援市町村長等」という。）から応援市町村の長又は消防団長（以下「応援市町村長等」という。）に対し、消防団応援要請書（様式1号）をもって行なうものとする。

2 前項の規定にかかわらず急を要するときは、受援市町村長等は、次の事項を電話、又はファクシミリ等により応援を要請することができる。

- (1) 災害の種別、発生場所及び被害の状況
- (2) 必要とする出動隊の人員、車両、資機材
- (3) 出動隊の集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

3 応援市町村は、消防力に特に支障がない限り、出動するものとする。

4 各市町村は、あらかじめ応援可能な消防隊等を定めておくものとする。

5 応援要請を行なった受援市町村長等は、速やかにその旨を可茂消防事務組合に連絡するものとする。

(応援消防団の指揮)

第6条 応援市町村の消防団の指揮は、受援市町村の現場指揮本部の長が応援市町村の消防団の指揮の長を通じて行なうものとする。

(応援の中断又は中止)

第7条 応援市町村において災害等が生じた場合、又はその必要がなくなった場合は、応援市町村長等は、受援市町村長等と協議のうえ応援を中断、又は中止することができるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

(1) 応援市町村の負担する経費

ア 出動手当等の人件費

イ 車両及び機械器具の燃料費（現地で補給したものは除く。）

ウ 人員輸送費

エ 車両及び機械器具の小破損修理費

オ 公務災害補償費

カ 応援隊員が災害現場への往復途上において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 受援市町村の負担する経費

ア 前号に定める以外の経費

(3) 賞じゅつ金については、当該市町村において協議するものとする。

(4) 経費の負担について、疑義ある場合は、その都度当該市町村において協議のうえ決めるものとする。

(他協定との関係)

第9条 すでに市町村が、可茂地区市町村の間で締結している消防相互応援協定は、廃止するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、その都度関係市町村が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成11年5月1日から施行する。

2 この協定を証するため、各市町村長が記名押印のうえ本書一通を各市町村が保管するものとする。

平成11年4月30日

美濃加茂市長

可児市長

坂祝町長

富加町長

川辺町長

七宗町長

八百津町長

白川町長

東白川村長

御嵩町長

兼山町長

○岐阜県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、岐阜県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に広域的な消防力の応援により災害の被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、広域応援の対象となる災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害
- (2) 大規模な林野、高層建築物、危険物施設、トンネル等の火災
- (3) 航空機、列車、バス事故等の集団的な救急救助を要する事故
- (4) その他応援が必要とされる大規模な災害又は特殊な事故災害

(ブロック及び代表消防機関)

第4条 この協定による広域応援を円滑に行うため、県代表消防機関及び県副代表消防機関、並びに県内を5ブロックに分け、各ブロックごとにブロック代表消防機関及びブロック副代表消防機関を設ける。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により、次のように区分する。

- (1) ブロック要請

前条に規定する所属ブロック内の市町村等に対して行う応援要請

- (2) 県域要請

ブロック要請でも、なお災害の被害防除が困難な場合、他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、ブロック要請、県域要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長から他の市町村等（以下「応援側」という。）の長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。

3 前項の要請については、第4条で規定された代表消防機関を通じて行うものとする。

4 ブロック要請又は県域要請を行った要請側の長は、速やかにその旨を岐阜県にも連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等の長は、自管内の消防力に特に支障がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側の市町村等の長に連絡するものとする。

(自主的な応援隊の派遣)

第7条の2 大規模災害が発生し、被害を受けた市町村等と連絡がとれない場合、又は被害が予想される場合には、関係市町村等は、自主的に応援隊を派遣し、必要な応援ができるものとする。

2 前項の応援については、第6条第2項の応援要請があったものとみなす。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請側の現地指揮本部の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

(応援の中断)

第9条 応援側の市町村等において応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合、応援側の市町村等の長は、要請側の市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

ア 給与、旅費、出勤手当等の人件費

イ 車両及び機械器具の燃料費（現地で補給したものは除く。）

ウ 人員輸送費

エ 車両及び機械器具の小破損修理費

オ 公務災害補償費

カ 応援隊員が要請市町村等への往復途上において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める以外の経費

(3) 賞じゅつ金については、当該市町村等において協議するものとする。

(4) 経費の負担について、疑義ある場合は、当該市町村等において協議のうえ決めるものとする。

(応援可能消防隊の登録)

第11条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ届出しておくものとする。

(他協定との関係)

第12条 この協定は、市町村等が別に締結した消防相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(実施細部)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、第4条に定める代表消防機関の長が協議して定めるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、協定者協議により行うものとする。

附 則

1 この協定は、平成3年4月1日から施行する。

2 この協定を証するため、各市町村等の長が記名押印のうえ本書5通を作成し、岐阜県、岐阜県市長会、岐阜県町村長会、岐阜県消防長会及び財団法人岐阜県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等がそれぞれ写しを1通保管するものとする。

附 則

1 第4条、第5条第1号、第6条第1項、同条第4項、第7条第2項、第7条の2、第11条、第12条、第13条は、第14条の規定に基づき協定者の合意により改正されたものとする。

2 前項の改正された協定は、平成10年4月1日から施行する。

岐阜県広域消防相互応援協定書に基づく覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、岐阜県広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定市町村等間の消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(ブロック及び代表消防機関)

第2条 協定第4条の規定に基づくブロック及び県代表消防機関、県副代表消防機関、ブロック代表消防機関、ブロック副代表消防機関は、岐阜県広域消防応援基本計画（以下「基本計画」という。）第1章3(2)によるものとする。

(代表消防機関、副代表消防機関の任務)

第3条 県代表消防機関の任務は、次のとおりとする。

- (1) 各ブロック間の応援隊の派遣調整に関すること。
- (2) 現地指揮本部の長が行う指揮の支援活動に関すること。
- (3) 岐阜県及び各ブロック代表消防機関との連絡調整に関すること。

2 ブロックの代表消防機関の任務は、次のとおりとする。

- (1) 所属ブロック内の応援隊の派遣調整に関すること。
- (2) 所属ブロック内で発生した災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 県代表消防機関及び所属ブロック内市町村等との連絡調整に関すること。

3 県副代表消防機関ブロック副代表消防機関は、県代表消防機関、ブロック代表消防機関が、自管内の被災等で任務を担当できない場合、代わってその任務を代理する。

4 県副代表消防機関、ブロック副代表消防機関が任務を代理できない場合は、県代表消防機関、ブロック代表消防機関から指名された消防機関がその任務を代理する。

(情報の連絡)

第4条 災害に関する情報を知った市町村等は、その内容を直ちに災害が発生した地域のブロック代表消防機関に連絡するものとする。

(応援要請の方法)

第5条 協定第6条第2項の規定に基づく応援要請は、次の事項を明確にし、電話等により基本計画第1章6(2)の手順で行うものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び被害の状況
- (2) 必要とする応援隊の人員、車両、資機材
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 要請側の現地指揮者の職、氏名
- (5) その他必要な事項

2 要請側の長は、電話等で要請の後、速やかに応援側の長に対し、応援要請書（様式第1号）を提出するものとする。

(応援隊の派遣通知)

第6条 市町村等の長は、協定第7条第1項の規定に基づき応援隊の派遣を決定した場合、次の事項を速やかに電話等により基本計画第1章6(2)の手順で要請側の長に連絡するものとする。

- (1) 応援隊の人員、車両、資機材
- (2) 応援隊の指揮者の職、氏名

(3) 応援隊の到着予定日時及び到着経路

(4) その他必要な事項

2 応援側の長は、電話等で派遣連絡の後、速やかに要請側の長に対し、応援隊派遣決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

（自主的な応援隊派遣市町村等）

第7条 協定第7条の2に規定する関係市町村等とは、原則として隣接市町村等及び県代表消防機関、ブロック代表消防機関並びに緊急消防援助隊要綱に基づく緊急消防援助隊岐阜県隊の部隊とする。

（応援隊の編成、装備）

第8条 応援隊の編成については、基本計画第2章3によるものとする。

ただし、特に必要がある場合には、関係消防機関協議により別に定めることができる。

2 応援隊は、災害の状況に応じ、被服、食料、燃料等を携行するものとする。

（応援隊に対する指示）

第9条 要請側の長は、応援隊の指揮者に対して次の事項を説明し、必要な指示を与えるものとする。

(1) 災害の状況

(2) 災害防御活動の方針

(3) 応援隊が行う任務と活動箇所

(4) 安全監理上の注意

(5) その他応援活動を行うに必要な事項

（現地引き揚げ時の報告）

第10条 応援隊の指揮者は、要請側の長の指示により現地を引き揚げるとき、次の事項を要請側の長に報告するものとする。

(1) 応援活動の概要

(2) 活動中における隊員の負傷及び車両、資機材等の負傷の有無

(3) 使用した消火薬剤、補給燃料等の数量

(4) その他の事項

（事後の報告）

第11条 応援活動が終結後、応援側の長は、要請側の長に対し応援隊活動状況報告書（様式第3号）により報告するものとする。

2 前項の報告を行った場合には、写しを岐阜県及び県代表消防機関、ブロック代表消防機関に送付するものとする。

附 則

1 この覚書は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成3年3月11日締結の覚書は、廃止する。

3 この覚書を証するため、協定第4条に規定する県代表消防機関、ブロック代表消防機関の長が記名押印のうえ、本書5通を作成し、岐阜県、岐阜県市長会、岐阜県町村会、岐阜県消防長会及び財団法人岐阜県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等がそれぞれ写しを1通保管するものとする。

平成10年3月25日

岐阜市消防本部消防長 留 田 稔

各務原市消防本部消防長 三 上 博 也

大垣消防組合消防本部消防長 河 村 清

可茂消防事務組合消防本部消防長 加 藤 義 明

多治見市消防本部消防長 沖 田 康 義

飛驒消防組合消防本部消防長 富 田 教 正

様式第1号（覚書第5条関係）

第 号
年 月 日

様

（要請者）
市町村等名
職、氏名 印

応 援 要 請 書

岐阜県広域消防相互応援協定第6条2項に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応 援 の 種 別	ブロック要請・県域要請		
応 援 要 請 日 時	年	月	日 時 分
災 害 発 生 日 時	年	月	日 時 分
災 害 の 種 類			
災 害 発 生 場 所			
災 害 の 概 要			
必要とする応援隊	消 防 本 部	消火部隊 隊 救助部隊 隊 救急部隊 隊 特殊部隊（ ） 隊	
	消 防 団	消防ポンプ車隊 隊 小型動力ポンプ隊 隊	
応援隊の集結場所			
応援隊の活動内容			
災害現地指揮者の職、氏名			
そ の 他			

担当者 職
氏名
TEL 内線（ ）

様式第2号（覚書第6条関係）

第 号
年 月 日

様

(応援者)
市町村等名
職、氏名 印

応援隊派遣決定通知書

岐阜県広域消防相互応援協定第7条1項に基づき、下記のとおり応援を派遣します。

派遣する応援隊	消防本部	消火部隊 隊 救助部隊 隊 救急部隊 隊 特殊部隊 () 隊
	消防団	消防ポンプ車隊 隊 小型動力ポンプ隊 隊
応援隊の人員	消防職員 名	消防団 名
携行する資機材		
応援隊指揮者の職、氏名		
到着予定日時 到着経路	年 月 日 時 分	
その他		

担当者 職
氏名
TEL 内線 ()

様式第3号 (覚書第11条関係)

応援隊活動状況報告書

		応援市町村等名	
応援の種別	ブロック要請・県域要請	要請連絡者	
応援要請 受信時分	年 月 日 時 分	消防本部名	
		職	
		氏名	
災害発生場所			
応援隊の種別			
車 両			
人 員			
出 動 時 分	時 分	時 分	時 分
現 場 到 着 時 分	時 分	時 分	時 分
活 動 開 始 時 分	時 分	時 分	時 分
活 動 終 了 時 分	時 分	時 分	時 分
帰 着 時 分	時 分	時 分	時 分
応 援 時 間	時間 分	時間 分	時間 分
活 動 概 要			
使 用 資 機 材			
人 員 機 材 の 移 譲 の 有 無			
そ の 他			

担当者 職

氏名

TEL

内線 ()

別表第1（協定書第4条関係）

ブロック区分

ブ ロ ッ ク	管 内 市 ・ 郡
岐 阜	岐阜市、羽島市、各務原市、羽島郡、本巣郡、山県郡
西 濃	大垣市、海津郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中 濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、武儀郡、郡上郡、 加茂郡、可児郡
東 濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、土岐郡、 恵那郡
飛 驒	高山市、益田郡、大野郡、吉城郡

代表消防機関

ブ ロ ッ ク	代 表 消 防 機 関	副 代 表 消 防 機 関
岐 阜	岐阜市消防本部	各務原市消防本部
西 濃	大垣市消防組合	養老町消防本部
中 濃	可茂消防事務組合	中濃消防組合
東 濃	多治見市消防本部	中津川市消防本部
飛 驒	飛驒消防組合	益田郡広域事務組合

〔条例・要領等〕

○坂祝町防災会議条例

(昭和37年12月24日)
条例第15号

改正 平成25年6月18日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき坂祝町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 坂祝町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて坂祝町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、25名以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 国又は県の防災関係機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 教育長
 - (4) 消防団長
 - (5) 可茂消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (6) 議会又は指定公共機関並びに指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) その他認め任命する者
- 6 前項第6号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(議事等)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年2月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

○坂祝町防災対策本部条例

（昭和37年12月24日）
（ 条 例 第 16 号 ）

改正 平成24年9月13日条例第12号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、坂祝町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和38年2月1日から施行する。

附 則（昭和39年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

○岐阜県災害救助法施行細則（別表第1・第2）

別表第1（第3条関係）

救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所の供与

ア 避難所への収容は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置又は天幕の設営により避難所とすることができる。

ウ 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。

ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

(ア) 基本額

避難所設置費 100人1日につき30,000円

(イ) 加算額

冬季（10月から3月まで）については別に定める額を加算する。

エ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であって、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて行う。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,342,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定める。

エ 高齢者等であって、日常の生活において特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

カ 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとする。

キ 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項に規定する期間（2年）とする。

2 たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) たき出しによる食品の給与

ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家の全壊、全焼、流失、半

壊、半焼又は床上浸水等により炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ たき出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。

ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日につき1,010円以内とする。

エ り災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内のたき出しその他の食品の給与を行う。

オ たき出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯の区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
4月から 夏季 9月まで	円 17,200	円 22,100	円 32,600	円 39,000	円 49,500	49,800円に5人を超え 1人増すごとに7,200 円を加算した額
10月から 冬季 3月まで	円 28,400	円 36,700	円 51,200	円 60,100	円 75,400	75,800円に5人を超え 1人増すごとに10,300 円を加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯の区分					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
4月から 夏季 9月まで	円 5,600	円 7,500	円 11,300	円 13,700	円 17,400	17,500円に5人を超え 1人増すごとに2,400 円を加算した額
10月から 冬季 3月まで	円 9,000	円 11,900	円 16,800	円 19,900	円 25,200	25,300円に5人を超え 1人増すごとに3,300 円を加算した額

ウ ア及びイの季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産の給付

(1) 医療の給付

ア 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

イ 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

ウ 医療の給付は、次の範囲内において行う。

(ア) 診察

- a 薬剤又は治療材料の給与
- b 処置、手術その他の治療及び施術
- c 病院又は診療所への収容

(イ) 看護

エ 医療の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費、一般の病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産の給付

ア 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

イ 助産の給付は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

ウ 助産の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した衛生材料の実費、

助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

エ 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から7日以内とする。

5 災害にかかった者の救出

- (1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによって行う。
- (2) 災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して行う。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理費用は、1世帯当たり500,000円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成する。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。
- (3) 生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。
 - ア 生業費 1件につき 30,000円
 - イ 就職支度費 1件につき 15,000円
- (4) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。
- (5) 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無し

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。
 - ア 教科書

- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書

(ア) 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品

小学校児童 1人につき 4,100円以内

中学校生徒 1人につき 4,400円以内

高等学校等生徒 1人につき 4,800円以内

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

(1) 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出する費用は、1体につき12歳以上の者は199,000円以内とし、12歳未満の者は159,200円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索及び処理

(1) 死体の搜索

ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。

イ 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(2) 死体の処理

ア 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。

イ 死体の処理は、次の事項について行う。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班が行う。

エ 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等

1 体につき3,300円以内

(イ) 死体の一時保存

a 既存建物を利用する場合にあっては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合にあっては一体につき5,000円以内

b 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費

(ウ) 救護班以外の者の検案

当該地域の慣行料金の額以内

オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 災害にかかった者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の捜索

カ 死体の処理（埋葬を除く。）

キ 救済用物資の整理配分

(2) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

別表第2（第9条関係）

実費弁償

1 日当

- (1) 医師又は歯科医師 1人1日につき 17,400円以内
- (2) 薬剤師 1人1日につき 11,900円以内
- (3) 保健師、助産師又は看護師 1人1日につき 11,400円以内
- (4) 土木技術者又は建築技術者 1人1日につき 17,200円以内
- (5) 大工、左官又はとび職 1人1日につき 20,700円以内
- (6) その他の者 当該地域における業者の慣行料金にその100分の3を加算した額以内

2 旅費及び超過勤務手当

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、土木技術者又は建築技術者
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年10月岐阜県条例第29号）別表第1の行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の4等級の職務にある者のうち9号給の給料を受ける者の例による。
- (2) 保健師、助産師、看護師、大工、左官及びとび職
行政職給料表の6等級の職務にある者のうち7号給の給料を受ける者の例による。
- (3) その他の者
当該地域における業者の慣行料金にその100分の3を加算した額以内

○火災・災害等即報要領

〔 昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官 〕

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月31日消防応第111号、平成29年2月7日消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1 報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1 報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1 報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1 報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7) に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16 年法律第112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国

的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
(武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）

の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f 又はg のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）

不審物（爆発物）の有無

立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること

(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮圧日時) (月 日 時 分) 鎮 火 日 時 (月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	全焼 棟 } 計 0 棟 焼損面積 半焼 棟 } 部分焼 棟 } ぼや 棟 } 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリ 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」して報告すれば足りること。))

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 <small>(消防本部名)</small>	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()						
発生場所							
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕					
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分				
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分				
消防覚知方法	気象状況						
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()						
施設の概要	危険物施設の区分						
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人				
			重症	人(人)			
			中等症	人(人)			
			軽症	人(人)			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場機関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				その他	人		
					消防本部(署)	台 人	
					消防防災ヘリコプター		
					消防団	台 人	
					海上保安庁	人	
					自衛隊	人	
					その他	人	
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 <small>（消防本部名）</small>	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）	
	計 人	{ 重症 中等症 軽症	人（ 人）	
	不明 人		人（ 人）	
			人（ 人）	
救助活動の要否				
要救護者数（見込）		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式 (その2)
 (被害状況即報)

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		都道府県	市町村
災 害 名	災害名	第 報	田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円	災 害 対 策 本 部 況	計		
				冠 水	ha	農林水産業施設	千円				
報 告 番 号	(月 日 時現在)	畑	そ	流失・埋没	ha	公共土木施設	千円	の	助 村	法 名	
				冠 水	ha	その他の公共施設	千円				
報 告 者 名		文 教 施 設	簡 所			小 計	千円	災 適 用 市 町 村 救 助 法	119 番 通 報 件 数	件	
				病 院	簡 所						公共施設被害市町村数
区 分	被 害	橋 り ょ う	簡 所			農 業 被 害	千円	そ の 他	被 害 総 額	千円	
				道 路	簡 所						林 業 被 害
人 的 被 害	死 者 人	行 方 不 明 者 人	河 川	簡 所	港 湾	簡 所	畜 産 被 害	千円	の	水 産 被 害	千円
	軽 傷 人	清 掃 施 設	簡 所	崖 く ず れ	簡 所	鉄 道 不 通	簡 所	そ の 他	千円		
住 家 被 害	全 壊 棟 世帯 人									半 壊 棟 世帯 人	一 部 破 損 棟 世帯 人
		そ の 他 棟	そ の 他 棟	そ の 他 件							
※1 被害額は省略することができるものとする。 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。											

〔文化財〕

○町内文化財一覧

1 坂祝町内にある岐阜県重要有形民俗文化財

(平成31年1月31日現在)

名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者	指定年月日
深萱の農村舞台	江戸時代	1	深萱1299	十二社神社	S.47.7.12

2 坂祝町指定文化財・記念物・史跡一覧

(平成31年1月31日現在)

番号	種別・種目	名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者	指定年月日
1	記念物・古墳	火塚古墳	古墳時代	1	坂祝町酒倉1746—2	酒倉共有林共有地組合	S58.3.17
2	有形文化財・彫刻	西国三十三所観世音菩薩	江戸時代	1	坂祝町大針31—1	安楽寺	H4.6.17
3	有形文化財・工芸品	伝源義綱奉納の轡	平安時代	2	坂祝町黒岩1232—2	黒岩神社	H10.3.10
4	有形文化財・工芸品	獅子頭	中世	1	坂祝町黒岩1232—2	黒岩神社	H10.5.12
5	有形文化財・古文書	稲葉正休寄進状	江戸時代	1	坂祝町深萱855—1	涼樹院	H10.5.12
6	有形文化財・建造物	岩屋観音堂	江戸時代	1	坂祝町勝山938—1	勝山区	H12.3.16
7	有形文化財・工芸品	涼樹院古渡唐織九條御袷姿	江戸時代初期	1	坂祝町深萱855—1	涼樹院	H12.9.27
8	有形文化財・彫刻	酒倉庚申像	1660年	1	坂祝町酒倉423—2	酒倉区長	H12.9.27
9	有形文化財・彫刻	取組庚申像	1661年	1	取組435—1	取組区長	H12.9.27
10	有形文化財・建造物	黒岩神社一の鳥居	1721年	1	坂祝町黒岩1232—1	代表責任役員宮司	H12.9.27
11	史跡	猿ばみ城跡	1407年		坂祝町勝山934—1	勝山区長	H12.9.27
12	有形文化財・彫刻	安楽寺本尊聖観世音菩薩	平安時代後期	1	坂祝町大針31—1	安楽寺	H12.9.26
13	史跡	取組渡船場跡	江戸時代		坂祝町取組河川敷	国土交通省	H13.4.6
14	史跡	行幸巖	1927年		坂祝町取組河川敷	国土交通省	H13.4.6
15	有形文化財・掛軸	河尻肥前守肖像の軸	1688年	1	坂祝町酒倉169	長蔵寺	H26.10.7